

参考1 債権の性格による債権管理規定の適用

	A 公債権		私債権 判示料金	B 私債権
	A 1 強制徴収債権	A 2 非強制 公債権		
督促	■法 231 条の 3 ① (督促 A)		?	■令 171 条 (督促 B)
延滞金等	■督促 A 後、徴収可 (要: 条例規定)		?	■徴収不可 遅延損害金は可
回収方法	■地方税法の例による滞納処分	■督促 A・B 実施後、民事訴訟等の措置		
執行停止等	■滞納処分の執行停止 (無資力、不明等) (税 15 の 7)	■徴収停止 (無資力、少額等) (令 171 の 5) ■履行延期の特約 (令 171 の 6 ①)		
消滅時効の期間	■5 年 (法 236 ①) α 保育料、下水道使用料、生活保護費返還金 (同法 78 条の不正受給関係)	補助金返還請求権 行政財産使用許可、児童手当過誤納金返還金 生活保護費返還金 (同法 63 条の急迫等の保護関係)	公営住宅	
	■他法に定め β [公法] 国保・介護保険料: 2 年 地方税: 5 年、 共済年金: 7 年	公営住宅は民法でも自治法で 5 年だが、根拠が不確定	■他法に定め β [民法、商法等] 水道料: 2 年 診療料: 3 年 公営住宅: 5 年 一般債権: 10 年 奨学金償還金: 10 年	
援用・放棄	■援用不要 (法 236 ②) α' ■放棄不可 (同)		■援用必要 (民 145) β' ■完成後の放棄可 (民 146)	
時効中断効果	■督促 A、督促 B とも、1 回目の督促は、裁判上の請求等を行わなくても時効中断効果を有する (法 236 条④) ・その他の中断事由=裁判上の請求、差押え、承認 (民法 147 条)			
不納欠損措置 (債権消滅)	時効完成 (援用不要)		時効完成 (援用必要)	
	■執行停止 3 年継続により債務消滅 (税 15 の 7 ①) ■限定承認・徴収不能の即時消滅 (同⑤)	■債権の放棄 (法 96 ①(10)) ※債権管理条例により放棄を長権限に ■債権免除 (履行延期特約 10 年経過後で同様の状況である場合) (令 171 の 7 ①)		

参考2 延滞金の徴収根拠

□税外収入金条例のオーソドックスな規定例

第1条 この条例は、自治法 231 条の 3 の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）に係る延滞金及び督促手数料の徴収に関し定める。

第2条 法 231 条 3 第 1 項の規定により、税外収入金の納付を督促した場合においては、この条例の定めるところにより…延滞金を徴収する（しなければならない）。

2 市長は、納付者が税外収入金をその納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金を減額し、又は免除することができる。

★全国道府県庁所在市の延滞金の徴収状況【図表3】

【図表3】延滞金の徴収状況と条例規定との関係

